

## 個人情報ファイル簿

2023年4月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民センター	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部なるせ駅前市民センター	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部鶴川市民センター	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部忠生市民センター	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部小山市民センター	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部堺市民センター	
4	個人情報ファイルの利用目的	自動車臨時運行許可証の交付	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号		
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 国籍	○	本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 家庭環境等		
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 印鑑登録・印影	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	本人の住所特定及び生存確認のため。
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	本人の住所特定及び生存確認のため。および本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 法定代理人	○	本人死亡時に相続人及び相続人住所を特定するため。
5	(1) 基本的項目 相続人（推定相続人を含む）	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	運転免許証
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等		
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給		
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 加入保険	○	

5	(5) 財産・収入に関する項目 自動車名	○	自動車臨時運行許可申請における運行目的、運行経路及び許可証返納の有無に関する情報を含む。
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況		
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※		
5	(6) 心身等に関する項目 容姿（写真）		
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	①自動車臨時運行許可を受けようとする者 ②自動車臨時運行許可を受けた者及びその相続人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先	国・地方公共団体他	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部市民課（町田市森野2-2-22）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部南市民センター（町田市金森4-5-6）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部なるせ駅前市民センター（町田市南成瀬1-2-5）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部鶴川市民センター（町田市大蔵町1981-4）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部忠生市民センター（町田市忠生3-14-2）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部小山市民センター（町田市小山町2507-1）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民部堺市民センター（町田市相原町795-1）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	無	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		